



パリ協定離脱と 環境規制撤廃の観点から

1. パリ協定とは

- 2015年12月に190カ国以上が合意
- 中長期的な気候変動対策の枠組み
- 米国：温室効果ガス排出量を、2025年までに2005年比26-28%削減のコミット
- 裏付けとして、様々な削減措置（発電所のCO₂排出基準、シェール開発のメタン排出基準など）

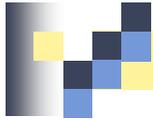


トランプ大統領公約

- パリ協定は即時離脱、国内環境規制を廃止
- 6月1日 パリ協定離脱を宣言
- 3月28日 CO₂ & メタン排出基準の廃止に着手



- オバマ大統領 2016年9月にパリ協定「正式加盟」
- 発効要件を満たし、2016年10月に発効
- 国家間の合意であり、米国企業と消費者に影響
- 典型的には『条約』
 - 大統領に、交渉を行い締結する権限
 - 上院の助言と承認（3分の2の賛成による批准）が必要
- 歴史的に、様々な形の行政協定が誕生
 - 上下院の各2分の1の承認を擁するもの
 - 既存の条約の延長上にあるもの（批准不要）
 - 大統領の専権において結べるもの



2. 大統領の専権で結べる行政協定とは

- 古くは、戦争の終結など、軍の最高司令官としての大統領の権能に依拠
- 実際には大統領は、議会に諮る例が多い
- 1980年代以降の判例「大統領権限に基づく行政協定の締結は可能だが、議会の意向を諮るべき」
- 議会は、両院の不承認決議可決により、阻止し得る
- オバマ政権は、大統領の専権事項と解釈してパリ協定「批准」を国連に通達
- ◆ 大統領の専権事項は、次の大統領の専権で撤回も可能？



3. 関連する前例

- 京都議定書（1997年）
 - **批准が必要**な「条約に准じる国際合意」
 - 事前に議会は、批准しない方針を決議
 - クリントン政権は、議会に批准を求めず
- コペンハーゲン合意（2009年）
 - 2020年までに、2005年比17%の排出削減を公約
 - 議会における国内法の可決が条件
 - 議会は気候変動対策法を可決せず
- 2015年の政治情勢を踏まえ、気候変動対策への議会不支持は確実
- 議長国を含め、米議会の批准を必要としない工夫

実質的に、上下院の
2分の1の承認が
必要な行政協定

4. トランプ政権の対応

- 共和党「パリ協定は 批准が必要な条約に准じる合意」
 - 離脱と言われるが、正確には批准していない
- パリ協定の目標達成に向けた 国内規制の廃止
 - オバマ政権は、既存の法律を根拠とした規則制定を活用
 - 既に公布された規則の廃止=新たな規則制定が必要
 - 発電所規制：行政訴訟が起き、最高裁が効力停止
⇒トランプ大統領の行政命令により廃止手続に着手
 - シェール開発：トランプ大統領の行政命令に基づき執行停止
&廃止手続に着手⇒行政訴訟が起き、裁判所は執行を命令
 - 州政府や企業の自主的な排出規制/削減対策は進展

どこまで
変えられる
のか？

- 公約不実施の表明は容易
- 国内規制の廃止は時間を要し効果も限定的